

社会福祉法人に対する 令和 7 年度指導監査結果等について

令和 8 年 7 月
大阪市福祉局総務部総務課法人管理グループ



目次

1. 法令等改正事項・・・P.3
2. 令和7年度監査の主な指摘事項・・・P.5
3. 令和7年度監査から見る留意事項・・・P.20
4. 最後に



1. 法令等改正事項

（１）社会福祉法第40条第1項第4号に規定する「禁錮刑以上の刑に処せられ・・・」の「禁錮刑」が「拘禁刑」に改正

⇒第40条第1項の規定は、評議員及び理事、監事の欠格事項となっています。役員等の就任時に徴取する誓約書等にこの条文の記載がある場合は、修正しておいてください。

（参考）令和 7 年 6 月 1 日「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）」による改正



(2) 入札契約等の取扱いにおける随意契約の基準金額の変更

⇒令和8年3月17日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」により、旧通知（平成29年3月29日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）が一部改正され、随意契約の際の3社以上の見積を取る基準金額が変更されました。

契約の種類	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
工事又は製造の請負	100万円	400万円
食料品・物品等の買入れ	160万円	300万円
上記に掲げるもの以外	100万円	200万円

上記の金額を超える場合の随意契約は、3社以上の見積が必要です。1,000万円までは随意契約が可能です。



2. 令和7年度監査の主な指摘事項

法人運営の指摘事例

番号	指摘事例
(1-1)	法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない事例
(1-2)	評議員会、理事会の決議があったとみなされる場合に、役員等全員の同意が確認できなかった事例
(1-3)	評議員、理事・監事について、評議員会や理事会への欠席が続いていた事例
(1-4)	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が確認できなかった事例
(1-5)	法人代表の重任登記や資産総額の変更登記について、法定の期限が遵守されていない事例



（１－１）法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない事例

（指導監査ガイドラインⅠ－３－（１）－１）

◆確認ポイント

- ・選任・解任委員に関する定款の定めを確認
- ・理事及び評議員は選任解任委員にはなれない
- ・**少なくとも１名の外部委員の選任が必要**
- ・選任解任委員も含め、評議員について、就任承諾書、誓約書、履歴書の徴取



（１－２）評議員会、理事会の決議があったとみなされる場合に、**役員等全員の同意が確認できなかった事例**

（指導監査ガイドラインⅠ－３－（２）－２、Ⅰ－６－（１）－２）

◆確認ポイント

評議員、理事・監事等議決に関わることができる者全員の同意があるときは、評議員会、理事会のみなし決議が可能。

- ・**評議員、理事・監事全員の同意を書面又は電磁的記録で残す**必要がある。
- ・**監事においては、決議内容に対し、異議を述べていないことを示す書面が必要。**
- ・基本的に対面（テレビ会議等によることを含む）により行うこととされているため、**役員等が欠席した場合に、議決権を委任する書面決議は認められない。**

→テレビ会議等による参加は出席の取扱い。（議事録には出席者とするとともに、Web参加であることを記載し残すこと）

【根拠法令】法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条



（１－３）評議員、理事・監事について、評議員会 や理事会への欠席が続いていた事例（指導監査ガイドライ ンⅠ－３－（１）－２、Ⅰ－４－（３）－１、Ⅰ－５－（２）－２）

◆確認ポイント

原則、下記のような状況にならないよう、開催日程を調整してください。

評議員：前年度、当該年度の評議員会を**全て欠席**している者がいる。

理 事：前年度、当該年度の理事会を**２回以上続けて欠席**している者がいる。

監 事：前年度、当該年度の理事会を**２回以上続けて欠席**している者がいる。
監事の**全員が欠席**している理事会がある。

【根拠法令】社会福祉法第40条第１項、第44条第１項において準用される
第40条第１項



（１-４）監事の選任に関する評議員会の議案について、**監事の過半数の同意が確認できなかった事例**（指導監査ガイドラインⅠ－５－（２）－１）

◆確認ポイント

監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が必要。

同意を得ていることを証する書類とは次のいずれか

- ・各監事ごとに作成した**同意書**や**監事連名の同意書**
- ・理事会の議事録に当該議案に同意した監事の氏名及び当該監事の署名又は記名押印があるもの

【根拠法令】社会福祉法第43条第3項において準用される一般法人法第72条の第1項



（１-５）法人代表の重任登記や資産総額の変更登記について、**法定の期限が遵守されていない事例**（指導監査ガイドラインⅢ－４－（４）－３）

◆確認ポイント

変更内容	期限
政令に定める登記事項（資産の総額を除く）の変更登記 ・法人代表の登記（選任・重任） ・法人登記簿の目的及び業務、名称、事務所の所在場所変更など	変更があったときから２週間以内 ⇒法人代表変更登記は理事長の新規選任時だけでなく重任時にも必要
資産総額の変更登記	毎事業年度末日から３か月以内 ⇒毎年手続きが必要

【参考】政令に定める登記事項（組合等登記令第３条）



法人会計の指摘事例

番号	指摘事例
(2-1)	契約締結に際し、国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を行っていない事例
(2-2)	当期末支払資金残高に資金不足が生じている状況で、拠点区分間の繰入支出が行われている事例
(2-3)	会計責任者が会計責任者に報告義務のある固定資産管理責任者を兼務するなど、内部牽制に配慮した体制とされていない事例
(2-4)	経理規程の内容が現行の法令等に則していない事例
(2-5)	計算書類の附属明細書や注記が適正に作成されていない事例



(2-1) 契約締結に際し、国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を行っていない事例

(指導監査ガイドラインⅢ-4-(4)-4)

【契約の締結に関する国の通知】

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(雇児総発0329第1号)

※価格による随意契約の場合

◆会計監査を受けない法人の場合

設置費用等を含めた契約予定価格(総額)が
1,000万円を超える契約は入札が必要。

◆契約予定価格(総額)が1,000万円
以下の場合

設置費用等を含めた契約予定価格(総額)が
**1,000万円以下の場合、3者以上の見積合わせ
が必要**

◆契約の種類に応じ、契約予定価格(総額)が
右記金額以下の場合

2者以上の見積合わせが必要

- ・工事又は製造の請負…400万円
- ・食糧品、物品等の購入…300万円
- ・その他の契約(業務委託、リース等) 200万円



【社会福祉法人が契約締結を行う際に注意が必要な事項】

特定の 1 社と契約を締結する場合

- 契約予定価格が入札や見積り合わせを必要とする契約案件について、特定の 1 社と契約を締結する場合は、国の通知や経理規程に定める**合理的な理由が必要**

⇒随意契約を行う合理的な理由を明確に記載した稟議書等を作成して理事長の承認を得る、または定款に基づき理事会において審議して承認を得るなど**法人組織として意思決定を行い、それらの経過を記録に残す**

契約に関与する者

- 契約締結の際には、役員のみが契約行為に関与するのではなく、事務職員等を適切に関与させ、恣意的な契約締結を防止する体制をとること

長期にわたって継続している契約の適切な見直し

- 継続的な取引を随意契約で行う場合には、契約更新時期には特に注意してその内容や金額が適切かどうか見直しを行い、適正な契約の維持にすること



（2-2）当期末支払資金残高に資金不足が生じている状況で、拠点区分間の繰入支出が行われている事例

（指導監査ガイドラインⅢ－3－（3）－2）

◆確認ポイント

「当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲において、資金を繰り入れても、差し支えない。」（「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知））

⇒拠点区分間の繰入支出については、資金収支計算書において、本部拠点を除き、**事業活動 資金収支差額が1円以上あり、当期資金収支差額合計が0円以上**になる範囲（＝当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲）で行うこと



（２-３）会計責任者が会計責任者に報告義務のある固定資産管理責任者を兼務するなど、内部牽制に配慮した体制とされていない事例（指導監査ガイドラインⅢ-３-（２）-２）

◆確認ポイント

会計責任者と会計責任者に報告義務のある固定資産管理責任者の兼務を避けるなどの内部牽制体制に配慮した業務分担に努めること

※出納職員が固定資産管理者を兼務することは可能



（２-４）経理規程の内容が現行の法令等に 則していない事例（指導監査ガイドラインⅢ－３－（２）－１）

◆確認ポイント

経理規程が法令または国の通知に則しているか、経理規程に従って会計処理等の事務処理が適正になされているか

- ・経理規程の文言の誤り「固定資産」⇒「有形固定資産」
「かし担保責任」⇒「契約不適合責任」
- ・作成しなければならない計算書類の勘定科目（大中小区分）の記載誤り
- ・必要な附属明細書の作成漏れ
⇒拠点区分やサービス区分の内容に応じて作成
- ・拠点区分やサービス区分の記載と実際に法人で作成している計算書類との不一致



(2-5) 計算書類の附属明細書や注記が**適正**に作成されていない事例 (指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3、Ⅲ-3-(5)-1・2・3)

◆確認ポイント

- 借入金明細書の必要事項記載漏れがないか（担保資産の欄を記載漏れなど）
- 附属明細書については該当する全ての拠点で作成がされているか
- 附属明細書と計算書類の財産目録の残高が一致しているか
- 借入金明細書の利率、支払利息、担保資産の欄や事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書の使用目的等の欄に記載漏れはないか
- 経理規程や事業報告書との整合性はあるか
- 拠点区分及びサービス区分の名称の整合性はあるか
- 財産目録の作成は、厚労省通知（令和3年11月12日付運用上の取扱いの別紙4）の記載例に従って作成しているか
- 流動資産の現預金の内訳は、現金と預金を分けて記載しているか



(2 - 3) 計算書類の附属明細書や注記が適正に作成されていない事例

【参照】平成28年3月31日厚労省社会・援護局長等通知「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて」

注記項目	法人全体で 記載する注記	拠点区分で記 載する注記	該当がない場合 の省略の可否
1. 継続事業の前提に関する注記	○	×	○
2. 重要な会計方針	○	○	×
3. 重要な会計方針の変更	○	○	○
4. 法人で採用する退職給付制度	○	○	×
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、 サービス区分	○	○	×
6. 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	×
7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処 分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	○	○	×
8. 担保に供している資産	○	○	×



注記項目	法人全体で 記載する注記	拠点区分で記 載する注記	該当がない場合 の省略の可否
9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	○	○	○
10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高	○	○	○
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	×
12. 関連当事者との取引の内容	○	×	×
13. 重要な偶発債務	○	×	×
14. 重要な後発事象	○	○	×
15. 合併及び事業の	○	○	×
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	×

3. 令和7年度監査から見る留意事項

(1) 所轄庁への届出が必要な事案にも関わらず、届出がなされていない

- ・定款変更

⇒基本財産である不動産の異動（建て替え、土地の分合筆等）により、定款に記載の内容が変わる場合やその他

- ・基本財産の処分や担保承認

⇒基本財産である不動産を処分（建て替えや売却等）、又は担保に提供する場合

※いずれも評議員会での議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議が必要
詳しくは・・・

大阪市トップページ＞ 市政＞ 方針・条例＞ 主要な計画、指針・施策＞ 事業別計画、指針・施策＞ 社会福祉法人＞ 社会福祉法人各種申請・届出様式

[大阪市：社会福祉法人 各種申請・届出様式](#)



(2) 社会福祉法人存続のための合併・事業譲渡等の検討

- ・事前に所轄庁へご相談、所轄庁の認可、届出が必要
- ・合併は社会福祉法人間のみ可能
- ・新たに選任する役員等の役員報酬や給与が役員等報酬基準や給与規程等に基づかない支給をしない
- ・特別の利益供与の禁止
- ・法人外流出の防止

[\(参考\)【厚労省】合併・事業譲渡マニュアル.pdf](#)



(3) 収益事業の運営検討

- ・収益事業の収益を社会福祉事業及び政令で定める公益事業の財源に充てることが目的

⇒**社会福祉事業及び公益事業の財源を収益事業に充てることができない！**

- ・法人の社会的信用を傷つける、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある事業は認められません。

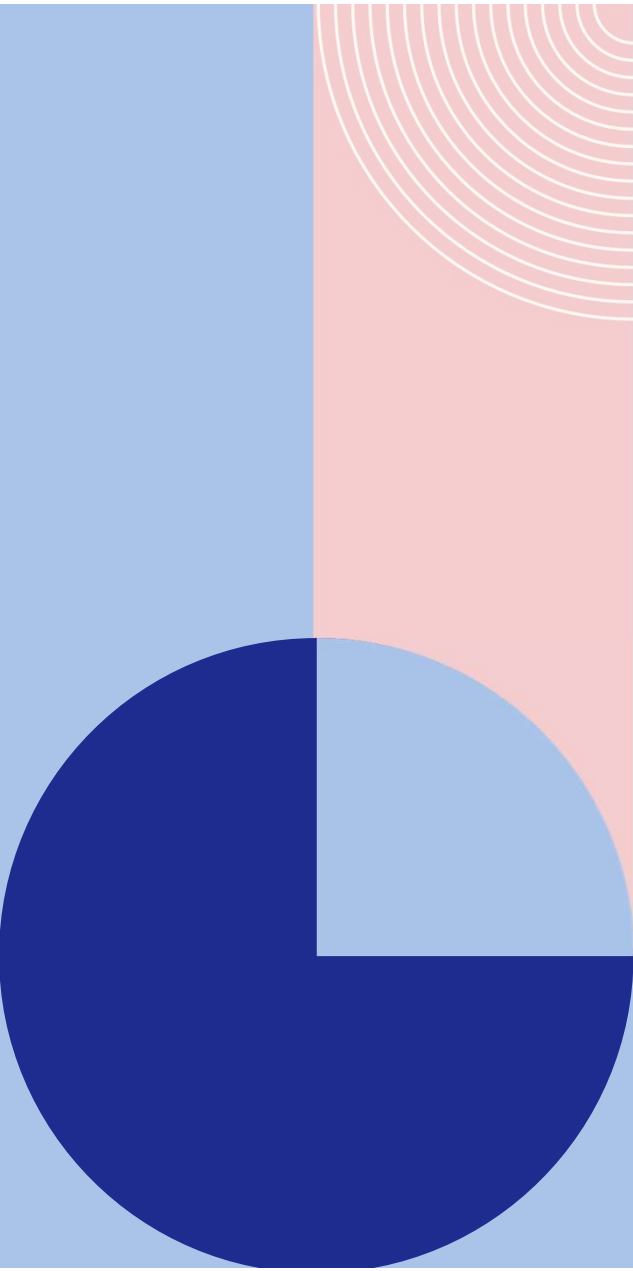
⇒**事前に所轄庁に相談を！**



4. 最後に

社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を目的に設立される法人です。非営利性・公益性を背景に、運営は厳格な公的規制を受ける一方で税制上の優遇措置を受けています。地域社会の福祉を支える組織として、安定した質の高いサービス提供が期待されています。運営の透明性を確保し、社会福祉法人としての役割と責任をあらためて認識してください。





ご清聴ありがとうございました。

